

「上位に入れない選手は、たとえ代表資格を持っていても五輪代表団から外す」JOC（日本オリンピック委員会）が打ち出したアトランタ五輪代表団の編成方針である。

この方針は、昨年9月JOC強化本部常任委員会が提案したものであり、その提案理由は「たとえ標準記録を破っても、1回戦で敗退というのでは困る。ある程度の奮起を促す上での提案」（JOC理事）「国民の援助をいただいて派遣させてもらうので、『何だこんな選手を送って』といわれるようでは困る」（小掛照二選手強化本部長）以上がその内容である。これに対してJOCが日本体育協会の一機関だったころの体事業部長などを務めた森本哲夫氏は「オリンピック理念からすればおかしな方針ですが、選手団の派遣には国庫補助を受ける。税金を使う以上、国民の期待にこたえなければならないということで、建前としてかかっているのです。」としている。

ポーズ？

なぜ建前なのか、かつてJOCはソウルオリンピックの時にも「上位10位以内に入る」ことを基準にしようとしたことがあり、実際には、「隣国への友好を表す」「若手にチャンスを与える」として史上最大の337人の選手団を派遣している。つまり実際にはそういった選考基準は実行されてこなかったのである。選手に不安を与え、現実には守られてこなかった方針が毎回のように掲げられるのは、前記した強化委員会の提案理由にあるわけだが選手の立場からはどのように受け止めているのだろうか。

水泳の元五輪選手でJOC職員の経験もある長崎宏子氏は「編成方針があってもなくても、出場する以上、上を目指さない選手はいない。たとえ世界レベルに届かなくても、日本記録をねらおうかと思うものです。それよりも、あの方針は国や国民にたいしてのポーズじゃないでしょうか。」と今回の選考基準の方針に疑問を投げかけている。また選手会は「努力して予選を通過し出場資格をとった選手は、全員オリンピックに送ってほしい。」と要望をしている。[※選手会として編成方針にたいして意見を上げたのは今回がはじめて]

オリンピック憲章の立場

「努力のなかで見いだされる喜び、よい手本の教育的な価値、不偏的・基本的・倫理的な原則の尊重を基礎とする生き方の創造」や、スポーツを通じて「友情、連帯、フェアプレーの精神をもって相互理解し」あい「平和でよりよい世界をつくることに貢献する」この憲章の立場とは、今回の「厳選」方針は森本氏も指摘している通り矛盾に満ちているのである。

なぜ、JOCはこの矛盾した「厳選」方針を選手に押し付けるのであろうか本当に選手強化をするのなら選手たちを適切に支援できるスタッフ編成にこそ力をそそぐべきである。憶測の粋を出ないが、私はつぎの2点にその大きな理由があると考えている。

その1「いまは国の豊かさは、経済力だけでなくスポーツの強さで計られる時代。頑張っしてほしい」（前回バルセロナ五輪の選手団結団式での鳩山邦夫文相の挨拶）一国の文相の選手団に対するこの挨拶は、国や国民のスポーツ観のある一面を表している。勝つことがすべてオリンピックは国威発場の場、この二点が凝縮されている挨拶であることはいうまでもない。このような世論が強い限り、JOCの選手厳選策動やポーズは絶対無くならないことは明らかである。

その2 JOC自身が、勝利至上主義や国威発場にたいしてオリンピックの精神を説いていく努力をしていない点があること。その気になれば国民のなかで不一致点の多い、国歌「君が代」にしても別の歌にしてもいいし国旗「日の丸」にしても選手団旗でもいいのである。そのようなことでの紛議を起こすべきであり、オリンピックの主人公は選手であることに徹底しなければオリンピックの精神は、鋭得力を持たないのである。

以上2点の他にも、特に問題なのが各種目の支援体制である。国立のスポーツセンターは、いまでは殆どの国に設置されていると言われている。一般の国民に対しても開かれているこういった施設があるなしは、国の社会文化に対する姿勢を表しているのである。一般国民に対する姿勢も、トップクラスの選手に対する姿勢も我が国は、大差ないのである。

「いいたたかいをするには万全の支援体制が必要。スタッフは17人ほしい」（男子柔道）「暑いので、ドクター、トレーナーはどうしてもいる」（女子サッカー）、「自転車ではメカニック（技術者）が必要という特別な事情もある」（自転車）これらの意見は、1月下旬におこなわれたJOCと競技団体との個別折衝の際に出されたスタッフの充実を切実に求める声であった。個々の団体や個人の努力のみに寄り掛かった状態では決してよい結果を求めることはできないのである。

国民的課題

オリンピック選考基準をめぐる問題も、前々回の団体問題、寒い時期の体操服の問題を共通に貫くものは、だれのための体育・スポーツであるかというところにあるといえる。国民が、スポーツ文化を等しく享受するという、生存権にも関わる文化的権利を上げオリンピックから下は体育の授業にいたるまで、その個人の権利が大事にされていないという重大な問題であるといえるのである。

生涯スポーツが叫ばれながら、自由にいつでもスポーツができるような状態に大人社会があるのか、国体で開催県が優勝するためにはらう犠牲、寒い日に体操服の上に着る衣服が自由にならない体育の授業。これらの問題が国民の間で無批判のままの状態であればいつまでたってもスポーツ文化は、国民には根ずかず国や企業に利用されることが、今後も続くことになるであろうことは疑問の余地のないところである。

スポーツ権を国民一人ひとりのものにする運動を、みんなの力で展開していく必要がある。すでに新スポ連（旧新体連）の社会運動やJリーグの理念に代表されるようなメジャーなスポーツ界の変化。そして何より我々体育研究同志会による学校体育のあり方の研究運動にその未来が託されているといってもいいのではないかと思う今日このごろである。